

課程博士の学位授与申請に係わる審査報告書

学 籍 番 号	14DC1609 (中国研究科 中国研究専攻)
氏 名 (本 籍)	王 長汶 (中国)
学 位 の 種 類	博士 (中国研究)
報 告 番 号	甲 第 98 号
学位授与年月日	平成 30 年 3 月 20 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
論 文 題 目	「権利」という語の生成、変遷及び定着
審 査 委 員	主査 荒川 清秀 副査 宇佐美 一博 副査 松岡 正子

2018 (平成 30) 年 2 月 13 日

愛知大学大学院中国研究科

審査の結果の要旨

王長汝氏の論文は「権利」ということばの生成、変遷および定着を問題にしたものである。「権利」は現在日中共通の漢語になっている。これは、もともと中国の京師同文館の教授マーティンが『万国公法』の中で **right** の訳語として使ったのが最初と言われている。「権利」は現在、「権勢」と「利益」というふうに分解して理解されている。これは **right** の訳語としては本来ぴったり対応したものではなかった。というのは、**right** は本来「正義、公正、道理、正しい行為」などの意味があり、これを「権勢」や「利益」を連想させる「権利」を当てることは正しくなく、むしろ、古代中国で使われていた「義理」を当てる方が適切であった（「義理」を当てるべきというのは審査委員会の意見）。にもかかわらずマーティンが「権利」を使用したのはなぜか。また、この訳語に対し、他の中国人たちはどのような訳語を考案したのか。さらに、「権利」は『万国公法』の日本への輸出、翻刻を通し日本でも使われるようになったが、それはすんなり受け入れられたのか。はたまた、「権利」は最終的に中国でも定着したが、それは中国独自のことか、日本からの再移入があつてのものか。本稿はそうした問題に、中国や日本での思想史、政治史をからませ論じたものである。

「権利」は漢代以降「権勢」と「利益」の意味で使用されてきた (p39)。**right** そのものは「一定の利益主張」を含んでいるが、これにさらに「利」をくっつけると**right** が本来持っていた「正」とか「直」の意味が文字上表せなくなる。したがってマーティンがこの訳語に不安を持っていたことはたしかである。ただ、かれは、霸道としての「権」は否定されたが、王権としての「権」は是認されると考え (p48)、一方、「利」についても、春秋戦国時代の諸子の思想、とりわけ「利」は「人間の本性につながり」、「人欲」を肯定する墨子の思想を取り入れようとした。(なお、この近代における墨子再評価に関しては譚嗣同の影響がある一審査委員会の意見) このような理解のもとにマーティンは「権利」をあえて使ったのである。

マーティン主導下の翻訳では、**right** にはすべて「権利」が当てられ、さらに科挙試験 (1886) の問題にも「権利」が使われた (p21)。ただ、近代に中国で編まれたモリソン (1815-23) やロプシャイト (1866-69) の英華字典では、**right** に「権」は使われたが定訳とは言えなかった。王韜も「権利」を使用している。ただ、のちのパーカーなどは「例」「例応」「道理」などを当てた。袁徳輝などは「権」も使っている。こうした著作の多くはのち魏源の『海国図志』100 巻本 (1852) に収録された。一方、フランス学ではフランス語 **droit** に「正直、方、例応、儀」などが当てられた。ここで注目すべきは、フランス語の **droit** には「権利」「法律」の意味もあることである。進化論の翻訳『天演論』で知られる嚴復は古典の中から「職」や「直」を使った。「民権」は「民直」というふうなのである。のちに中国では民権国権論争が起こるが、この時、民権を主張し議会開設を唱えた梁啓超は「権利」「自由」を使ったが、それは「国権」に対するものであった。また、それは日本での「権利」使用の影響を受けたものであった。王氏はこうした言説を一々引用して論じている。

一方、日本で **right** の翻訳に直面していたのはオランダ留学から帰朝した津田真道と西周であった。かれらは『泰西法学要領』『泰西国法論』『万国公法』を編むが、その際、オランダの **regt** を「権」「分」「権利」と訳した。「権利」はマーティンの訳語の影響を受けたものである。西周は『百学連環』では **right** を「正」あるいは「直」と訳した。それは「権」の「権勢」を嫌ったものだが、この隙間を埋めるためかれは「義」の観念を導入した。そして「権」と「義」は君臣間の権利・義務関係であると説明した。一方、福沢諭吉は「権利」の文字義を嫌い、中国の古典にある「通義」を使用した。このことばには **right** が本来持っていた「正当性」が含まれており、これをもって「天賦人權論」を唱えた。つまり、福沢は **right** の天賦性およびそれに伴う道徳的要素を強調したが、西らはその権力的な実現に着目した (p124) のである。これが後の人権新設論争につながる。ただ、福沢の使った「通義」は

外延があいまいで広がらなかった。そこで、福沢が次に使ったのは「権理」である（ある時期は「権利通義」と連用 p71）。これは「理ある権」という意味である（p68—この語順でそう読むのは無理があるが-審査委員会）。しかし、かれはのちには「権利」を使うようになる。王氏はこうした福沢の用語の変遷をコーパスを使い、統計的に示している。では、福沢は最後になぜ「権利」を使ったか。これは社会全体での「権利」の普及、使用にかれが耐えられなかったからである。（口頭試問での王氏の答弁）

コーパスの使用は本稿の一つの特徴をなしているが、王氏は晩清期刊全文コーパスを使い、中国での「権利」の使用の変遷を概観し、「権利」の使用の拡大は国家の独立自主の願望からであると述べている。（p123）また、『申報』（-1949）コーパスによって、日清戦争のあとの 1895 年以降「権利」「権」の使用が増大し、戊戌の政変が起こる 1898 年にピークに達していることを指摘し、これは中国人が亡国の危機感を感じたからであると述べた。（口頭試問での答弁）

要するに、「権利」は最初中国でマーティンによって作られ、それは紆余曲折を経たが、最終的には日本からの「権利」の再移入によって、より近代的な意味が与えられ、亡国の危機感の中で急速に広まり定着したということである。

本稿は、書きことばとしての日本語に生硬さがあったり、一部文意が理解しかねるところがあるが、全体として論の運びも的確で、日中の多くの先行文献に対する配慮もおおむね行き届いている。

わたしたちは、2017 年 1 月 16 日に、テレビを通し王氏に対する口頭試問を約一時間以上行ったが、王氏はこちらの質問にすぐさまたげききと答えた。ただ、審査委員会としては、嚴復、梁啓超以外の思想家との関わりについて触れていれば、論文により深みが増し、「権利」の使用の増大が亡国の危機感を反映しているという理由に対してももっと説得力をもつものになったのではないか、あるいは最後の方の「民権」等の問題については曖昧な点があったので、より明確にしてもらいたい等の意見を述べた。これは王氏が本来言語学出身であることを考えると、望蜀の感なきにしもあらずで、今後の課題としてもらうしかない。以上、わたしたち審査委員会は、王氏の学位請求論文を合格と認める。

以 上

